

愛川町保育士等サポート給付金 Q&A

Q1 非常勤職員も対象になりますか。

A 非常勤職員も対象です。ただし、期間の定めのない労働契約をしていて（1年以上の期間の労働契約を含む）、1日6時間以上かつ1か月20日以上常態的に継続して勤務する方で社会保険の被保険者が対象です。

Q2 給付対象期間はいつからですか。

A 雇用された月から対象になります。

例） 4月1日採用の場合・・・ 4月分から対象

5月10日採用の場合・・・ 5月分から対象

途中退職の場合は該当しなくなった日の属する月までの期間となります。

例） 6月10日退職の場合・・・ 6月分まで

Q3 産前・産後休暇中は対象になりますか。

A 産前・産後休暇取得中は対象です。ただし、産後休暇終了後育児休業を取得する場合は事由発生日の属する月は給付対象外となります。

例） 5月13日 産休終了→5月14日から育児休暇・・・ 4月分まで対象

Q4 育児休業・介護休業・療養休暇等の取得中は対象になりますか。

A 育児休業・介護休業・療養休暇等の取得中は対象になりません。なお、月途中で休暇をする場合は、事由発生日の属する月から給付対象外となり、月途中で復帰する場合は事由発生日の属する月の翌月から給付対象となります。

例）・ 4月1日 育児休業復帰・・・ 4月分から対象

・ 4月2日 育児休業復帰・・・ 5月分から対象

・ 5月20日から10月19日まで療養休暇をとることになった場合

5月分から10月分の6か月間は給付対象外ですが、4月分と11月分は給付対象となります。

Q5 雇用証明書は前期分・後期分を提出するんですか。

A 雇用証明書は前期分・後期分が必要です。

Q6 保育士等の資格の写しは前期・後期必要ですか。

A 変更が無い場合は、同じ年度の後期分の提出は不要です。

Q7 保育士等サポート給付金のご案内に「給付金の税務上の取扱いについて」とありますが、具体的に何をすればよいですか。

A 裏面をご確認ください。

保育士等サポート給付金の税の申告について

「愛川町保育士等サポート給付金」は、税務上「雑所得」の対象です。「確定申告」や「町・県民税の申告」が必要となり、課税対象となる場合がありますので、手続きをしてください。

【注意点】

- ・申告には「交付決定通知書」が必要です。必ず各自で保管してください。
- ・申告に関する詳細は、確定申告は「国税庁のホームページ」、町・県民税の申告は「お住まいの課税担当課」にお問い合わせください。
- ・給与を2か所以上受けている等、これ以外に収入がある場合は、税務署又はお住まいの自治体の課税担当課に直接確認してください。

【申告期間】

- ・町・県民税の申告：翌年2月上旬から3月中旬
- ・確定申告：翌年2月中旬から3月中旬

【申請方法・必要書類】

○お住まいの自治体の課税担当課で町・県民税を申告してください。

必要書類

- ・職場で交付される源泉徴収票
- ・愛川町保育士等サポート給付金交付決定通知書
- ・給付金の収入が確認できる書類（通帳の写し等）
- ・本人確認書類・マイナンバー確認書類
- ・町・県民税申告書又は確定申告書